

令和6年度いわき市トリチウム分析（海水）業務委託 仕様書

（目的）

第1条 本業務は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所から、大量の海水で希釈したうえで海洋放出される多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS処理水」という。）について、いわき市沿岸における海水中に含まれるトリチウム濃度を分析・公表することにより、市民に正確な情報を発信するとともに、ALPS処理水海洋放出に伴う風評の抑制を図ることを目的とする。

（業務の委託期間）

第2条 業務の委託期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和7年3月31日まで

（業務内容）

第3条 いわき市が採取し、提供する海水試料について、トリチウム濃度を分析し、その結果を報告する。

（1）分析頻度

東京電力による令和6年度ALPS処理水海洋放出計画を踏まえ、本市では令和6年度においては、年4回海水中のトリチウム分析を実施する。（〔表1〕参照）

また、海水採取地点は6カ所（〔表2〕参照）とする。

なお、表2のエとカについては、表1の①と④の時期のみ分析を実施する。

〔表1〕

東京電力による 令和6年度ALPS処理水海洋放出計画		いわき市における トリチウム分析時期（予定）
回数（通算）	放出時期	
1回目（5）	4～5月	① 5月
2回目（6）	5～6月	
3回目（7）	6～7月	② 6月
4回目（8）	7～8月	
5回目（9）	8～9月	③ 8月
6回目（10）	9～10月	
7回目（11）	2～3月	④ 3月

[表 2]

	試料採取場所	備考（分析頻度）
ア	四倉漁港	年 4 回
イ	江名港	年 4 回
ウ	小浜漁港	年 4 回
エ	久之浜・波立海水浴場	年 2 回（表 1 の①④）
オ	薄磯海水浴場	年 4 回
カ	勿来海水浴場	年 2 回（表 1 の①④）

[表 3] 分析試料数

	令和 6 年			令和 7 年	計
	① 5 月	② 6 月	③ 8 月	④ 3 月	
トリチウム	6 試料	4 試料	4 試料	6 試料	20 試料

(2) 分析方法

トリチウムの分析にあたっては、原子力規制委員会作成「放射能測定シリーズ No.9_トリチウム分析」に準拠した方法で実施すること。

なお、トリチウムの検出下限目標値は、10 Bq/L とする。

(3) 業務実施体制の報告

受託者は、契約締結後 1 週間以内に、分析の実施体制について報告すること。

(4) 分析結果等の報告（成果品）

計 4 回実施するトリチウム分析において、各回毎に分析結果を委託者に報告する。報告書様式は、委託者と受託者との協議により定める。

- ① 提出物 分析結果報告書
- ② 納入場所 福島県いわき市平字梅本 2 1
いわき市原子力対策課
- ③ 納期 各回、委託者より分析試料を受領した日から 10 日以内

(5) 留意事項

- ① 海水試料については、宅配便により受託者へ提供する。
- ② 表 1 及び表 2 に掲げる分析時期及び試料採取場所については、委託期間中変更となる場合がある。変更となる場合は、事前に受託者に連絡する。
- ③ 受託者は、本件業務委託に係る分析方法や分析結果等について、委託者より質問等があった場合、誠実に対応すること。

- ④ やむを得ない事由により、納期に遅延が生じる恐れがある場合は、事前に委託者と協議すること。

(入札資格)

第4条 入札者は、過去2年の間に水又は海洋生物のトリチウム分析業務を受注した実績のある者であること。

(準用規定)

第5条 本業務については、本仕様書によるほか、関係法令、規則、基準、通達等に基づき実施するものとする。特に、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）に規定する「排除措置対象者」と認められる者は、入札や本業務の一切に関与することができないものとする。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第7条 受託者は、市から貸与された資料、又は本業務の実施にあたって作成した資料等及び貸与を受けた資料等を、市が指示した目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供、又は使用させてはならない。

(個人情報の保護)

第8条 受託者は、本業務の執行に伴い、個人情報を取り扱うときは、いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日いわき市条例第32号）及び関係法令等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(仕様書の疑義等)

第10条 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合には、委託者と受託者との協議により定めるものとする。